

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：一般警察活動費

事業名 被害者等支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 総務室 広報県民課 電話番号：058-271-2424（内2161）

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,555千円（前年度予算額：4,514千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	4,514	1,497	0	0	0	0	0	0
要求額	4,555	1,427	0	0	0	0	0	3,128
決定額	4,555	1,427	0	0	0	0	0	3,128

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」を初めとする各種法令や計画に基づき、犯罪の被害者や遺族（以下「被害者等」という。）に対する保護、被害の回復・軽減及び犯罪捜査活動における被害者等の負担を軽減するための各種施策を継続して実施することで被害者等の権利や利益の保護に努めている。

警察は被害者等に最も密接に関わり、保護などの役割を担う機関であるため、被害者支援は重要な責務のひとつであることから、一歩踏み込んだ被害者等の立場に立った支援を行っていく必要がある。

(2) 事業内容

被害者等への各種支援と被害者等が置かれている状況などの理解を深める施策を実施する。

- ・犯罪被害者等に対する各種経済的支援
- ・被害者等に対する手引き書の作成
- ・犯罪被害者等のカウンセリング費用の公的負担制度の運用

- ・遺体修復及び収納袋等による遺族等の負担軽減への取組
- ・犯罪現場に対するハウスクリーニングの実施
- ・犯罪被害者支援業務の委託（直接支援事業）
- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催 など

（3）県負担・補助率の考え方

県内で発生した犯罪の被害者等の保護や支援を行うものであること、他の国庫補助対象事業と同様の割合で国庫を充当していることから、県負担は妥当である。

（4）類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	455	遺品等収納袋及び遺体修復用消耗品、献花・線香・供物等購入費 ほか「犯罪被害者の手引き」の作成など
役務費	1,850	犯罪被害者等に対する経済的支援、遺体修復手数料、ハウスクリーニング料、犯罪被害者保護支援装置設置・撤去費など
委託料	1,537	犯罪被害者直接支援業務の委託
その他	713	カウンセリング業務アドバイザー、「命の大切さを学ぶ教室」講師謝金、相談施設等借上げ、貸出用位置情報通報装置の借上げ、カウンセラ研修受講料
合計	4,555	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

II-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

事業評価調書(県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

被害者等に対して適切な支援を行い、精神的・経済的被害の回復・軽減を図ると共に再被害防止に努めることで被害者等の権利、利益を保護する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R)	達成率
① 「命の大切さを学ぶ教室」開催回数		7 回	15 回	15 回		%
② 直接支援業務の実施状況		121 件	117 件	117 件		%

○指標を設定することができない場合の理由

事業の目的が犯罪被害者等の支援であり、目標や達成率などを数値で表すことは困難である。

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	(1)犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」の開催 7回 ※新型コロナウィルスの影響による開催数減 (2)犯罪被害者等に対する経済的支援の実施 (3)被害者等に対する直接支援業務を「ぎふ犯罪被害者支援センター」に委託して 121 件実施した。
令和3年度	指標① 目標 : ____ 実績 : ____ 達成率 : ____ %
令和4年度	指標① 目標 : ____ 実績 : ____ 達成率 : ____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)	誰もが犯罪被害者等になり得る社会情勢の中で、岐阜県犯罪被害者等支援条例が施行され、社会全体で被害者も加害者も出さない社会づくりが求められている。とりわけ被害者等に対する支援活動の重要性は年々高まっており事業の必要性は高い。
3	

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価)	経済的支援や直接支援業務の委託等により被害者等への負担軽減効果はある。また、「命の大切さを学ぶ教室」を受講した中高生からは「被害者やその家族の立場を知ことができて良かった」といった声があり、広報啓発効果は大きい。
2	

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)	被害者等に対して迅速・適切に支援活動が行えるように努めている。
1	

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

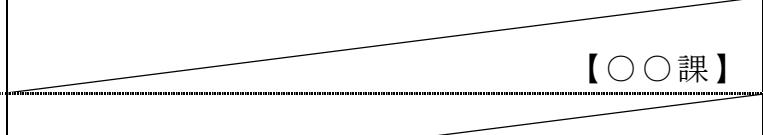
被害者等が安全で安心して暮らしていくためには、県民の十分な理解と協力が必要であることから、被害者等に対する支援のほか、県民への広報啓発活動を継続して行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

令和2年に県下全市町村において犯罪被害者等支援条例が施行となり、今後は行政側との更なる連携と協力体制の確保が必要となるなど、被害者等の視点に立ったきめ細やかな支援や社会全体の被害者支援意識の高揚を図るために広報啓発など各種施策の一層の充実を推進していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	 【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	